経営安定関連保証（セーフティネット保証）

1 保証対象者

取引先の大型倒産や災害その他突発的事由、また不況業種等の理由により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の住所地を管轄する市町長の下記認定を受けた方。

★中小企業信用保険法第2条第5項（以下「経営安定関連」という）1号から8号のいずれかの認定（セーフティネット保証に係る認定書が必要）

2 資格要件

次のいずれかに該当することについて本店（個人の場合は主たる事業所）の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方

1号：連鎖倒産防止
民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は大型倒産事業者との取引規模が20%以上であること

2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
事業活動の制限を行っている事業者と直接又は間接的に取引を行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高が減少していること

3号：突発的災害（事故等）
指定地域内において指定業種に属する事業を１年以上継続して行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

4号：突発的災害（自然災害等）
指定地域内において１年以上継続して事業を行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

5号：業況の悪化している業種（全国）
指定不況業種に属する事業を行っており、売上高等が減少していること
※1 指定業種については、業況の悪化している業種として、四半期毎に中小企業庁より指定されます。
※2 基準（以下イ）、ロ））のいずれかを満たす方
イ）売上高等につき最近３ヶ月の前年同期比が5%以上減少
ロ）原価の20%占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているが製品等価格に転嫁不可

6号：取引金融機関の破綻
破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等から借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること

7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
指定金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入が減少していること

8号：金融機関の（株）整理回収機構等に対する貸付債権の譲渡
（株）整理回収機構又は（株）産業再生機構に貸付債権が譲渡されているもので、再生の可能性があると認められるもの

ココをチェック!!
一般の保証枠（個人・法人2億8,000万円、組合4億8,000万円）とは別枠でご利用できます

3 保証限度額

個人・会社	2億8,000万円	（6号認定者の場合）	個人・会社	3億8,000万円
組合	4億8,000万円		組合	4億8,000万円

4 資金使途

運転資金・設備資金

5 保証期間

運転資金：10年以内
設備資金：15年以内（特別20年以内）

6 その他

※経営安定関連1号～8号の認定を受けた中小企業者は、割安な保証料率（1～4号、6号：年0.80%、5号、7～8号：年0.70%）が適用されます。
※経営安定関連1～4号、6号認定での保証申込は、責任共有制度の対象外（100%保証）となります。なお、経営安定関連5号、7～8号認定での保証申込は責任共有制度の対象となりますのでご留意ください。

申込から融資実行までの流れ

対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町の商工担当課等の窓口に認定申請書２通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込んでください。

1.融資申込
中小企業者は金融機関等に融資を申し込みます。

2.事前協議
金融機関は事前に信用保証協会に協議をします。

3.認定書申請
業種・資格要件等の確認ができたら、各市町に認定書の申請を行います。

4.受　付
認定書を受け取ったら、申込書類一式を金融機関経由で信用保証協会に提出します。

5.審　査
信用保証協会の審査により融資の諾否が決まります。

6.融資実行
信用保証協会から金融機関に信用保証書を発行すると、融資が実行されます。

認定申請添付書類
①認定申請書（2通）
②共通提出資料
　(1)法人の場合
　商業登記簿謄本
　(2)個人の場合
　住民票
③各号の認定用別紙
④決算書(写)
⑤許認可証等(写)
※その他、審査上必要となる資料をお願いする場合があります。

セーフティネット保証(5号)の指定業種の検索手順について

※指定業種は中小企業庁のホームページに掲載されています。

①まず、日本標準産業分類（注）において、該当する業種を調べます。業種は４桁の業種番号(以下、細分類番号)とあわせて表示されます。
(注)中小企業庁のＨＰ(http://www.chusho.meti.go.jp/)に日本標準産業分類とセーフティネット保証の指定業種は掲載されています。
▶日本標準産業分類[ＰＤＦ](参照:総務省統計局)
▶セーフティネット保証の指定業種[ＰＤＦ]
※Acrobat PDFは、ファイル内を検索する機能が付いていますので、業種名、業種に関するキーワード等を検索し、業種を特定して下さい。

②該当業種が属する細分類番号(4桁)を特定します。

③次に、指定業種リスト「セーフティネット保証５号の指定業種」に細分類番号があるか確認します。リスト上に記載があるものが、セーフティネット保証5号の指定業種です。
※指定業種リストの「指定業種」欄に「～に限る。」や「～を除く。」等記載されているものは、指定業種ではないので、ご注意ください。

〔兼業者にかかる企業認定基準〕
主たる事業が指定業種であるかを問わず、指定業種に属する事業を行っていれば認定の対象となります。(従たる事業が指定業種であっても認定の対象となります。)兼業者にかかる売上高等減少等の要件については認定窓口または協会窓口へお問いあわせください。

県制度や市制度の併用（経営安定関連特例保険の利用）が可能です。

■県制度や市制度を併用すると、割安な保証料と固定の低金利が適用されます。

併用できる地公体制度			信用保証料率	金　利
県制度	経営安定資金（建設産業短期資金）	1～4号、6号	年0.8%	年1.60%
		5号	年0.7%	年1.60%
		7～8号	年0.7%	年1.75%
	建設産業新分野進出等支援資金	1～4号、6号	年0.8%	年1.50%
		5号	年0.7%	年1.50%
		7～8号	年0.7%	年1.65%
	緊急経済対策特別支援資金	1～4号、6号	年0.8%	年1.50%
		5号	年0.7%	年1.50%
		7～8号	年0.7%	年1.65%

併用できる地公体制度		信用保証料率	金　利
市制度	中小企業経営安定化資金（松山市・今治市のみ取扱）	年0.8% 年0.7%	松山市 年1.45% 年1.50%
			今治市 年0.86% 年0.86%

(注1)金利は、平成30年4月1日現在のものです。　(注2)その他の融資条件は、県・市の制度要綱をご参照ください。

既存の保証付融資の借換や一本化も可能ですので、毎月の返済額の軽減も図れます。

※借換保証の詳細（借換のイメージ）は、次頁をご参照ください。

①信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関の旧債務を返済すること（旧債振替）は、原則禁止です。
②セーフティネット保証による借換の場合は、「事業計画書」の作成等が必要です。
③責任共有対象保証（部分保証）を責任共有対象外保証（100%保証）で借換することは原則行わないものとします。

経営安定関連保証（セーフティネット保証）

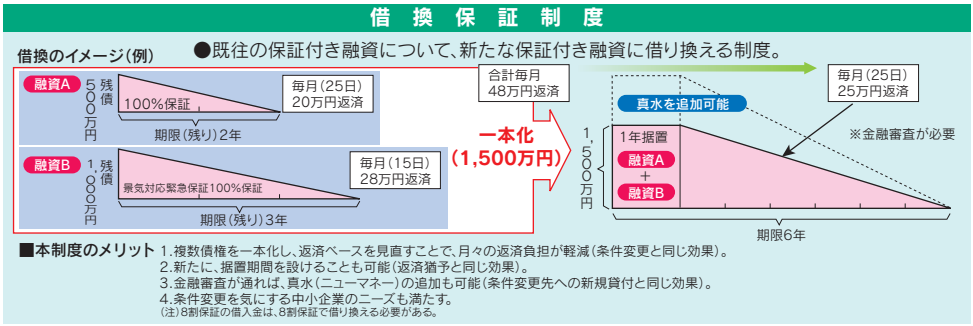

（出所：中小企業庁）

信用保証協会の借換保証制度について

借入金が経常運転資金（売上債権・在庫と支払債務の差額）を超えて固定的運用にも対応し、その借入金の一部に保証付借入金がある場合、その保証付借入金は、経常運転資金の長期借入金ではなく、固定資金（貸倒・繰損・デッドストック等）見合いの長期運転資金と考えられます。

通常の長期資金は、企業が永久的に継続することを前提とした場合、返済原資は収益と考えられますので、長期借入金の返済額より収益額が不足すれば資金不足が発生することとなり、それを補填するために「収益不足による借換資金」が必要となります。

この場合、「固定資金見合いの長期運転資金」は、借換資金により賄う、いわゆる「後ろ向き資金」と言えます。

当協会では、公的金融支援として「収益不足による借換資金」に対応しておりますが、本来返済引当となる不動産さらにはその含み、またその他の資産に依る有担保保証で取り組むところを無担保で取り組む保証が大勢を占めているのが現状です。

しかしながら、**借換を行うことを制度化している信用保証協会の態勢**は、資金繰りが厳しく既往借入金返済の負担が過大となっている中小企業者にとって、①複数口ある借入金を一本化することが可能となる、②返済額を収益返済が可能な額に抑えることができる、③保証期間を最長 10 年とすることが可能となる、④制度融資を利用することで金利を軽減することができる、など多くのメリットがあると考えられます。

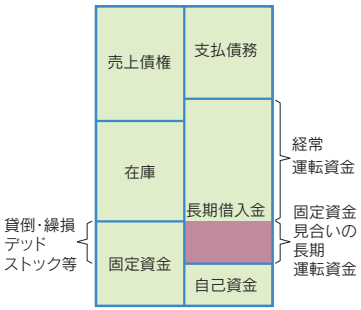

昨今の厳しい経済情勢により、当協会でも現在、全保証承諾のうち約 66%が借換保証制度を利用している状況であり、引き続き積極的に取り組んでまいりたいところでありますが、上記のとおり、返済引当が十分でない状態での保証取組となりますので、同保証を行ううえでは「事業計画書」「収支計画書」が審査上、重要な資料となります。金融機関担当者様には、中小企業者の申し出に対し、今後の事業の方向性・収益性を十分勘案した上で資料作成していただきますようご協力をお願い申し上げます。また、借換保証は国が「好循環実現のための経済対策」における資金繰支援策として推奨している保証制度です。収益不足による後ろ向き資金ととらえるだけでなく、借換により捻出されたキャッシュフローから設備投資や新しい商品開発など中小企業の成長戦略の一端を担う資金としてご活用ください。

セーフティネット５号保証にかかるモニタリング制度について

東日本大震災以後、経営の安定に支障が生じているセーフティネット5号保証先の中小企業者に対しては、資金繰り支援のみならず、重点的な期中支援を行っていくことが重要となっております。

この度、国の要請により、平成23年6月1日以降の新規申込について、取扱金融機関と信用保証協会が利用先中小企業者への期中管理を連携して行っていくための『モニタリング制度』の運用を開始することとなりましたので、ご協力お願い申し上げます。

1. モニタリング制度の概要

平成23年6月1日以降にセーフティネット保証5号を利用した保証申込先（愛媛県制度等で併用利用した場合も含む）で、保証金額が1,250万円超かつ保証期間が1年超の先について、金融機関は貸付実行後モニタリングを行い、半年に一度、「業況報告書」(※)を信用保証協会へ提出します。

(※)業況報告書は平成23年6月1日から、協会ホームページの金融機関専用ページに掲載しています。 **(http://www.ehime-cgc.or.jp/)**

なお、モニタリング期間は上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）の定期とし、上半期の「業況報告書」は10月～11月末までに、下半期の「業況報告書」は4月～5月末までに信用保証協会へ提出します。

2. 事務手順

⑴「モニタリング対象先」リストについては、上半期対象分を4月上旬までに、下半期対象分は10月上旬までに信用保証協会から金融機関本部宛てに送付いたします。
「業況報告書提出対象先」リストについては、上半期対象分を10月上旬までに、下半期対象分を4月上旬までに同様に送付いたします。

⑵金融機関各営業店は、上記⑴の対象先についてモニタリングを行うとともに、「業況報告書」については上半期分を10月～11月末、下半期分を4月～5月末までに信用保証協会の本・支所担当部署へ提出願います。

⑶「業況報告書」を受け取った信用保証協会は、同報告書から情報を踏まえて、金融機関と保証先中小企業との情報交換を進めながら、必要に応じて条件変更や外部機関と連携した経営指導等の期中支援を行います。

⑷半期毎に信用保証協会に対して「業況報告書」の提出がない場合、信用保証協会は、金融機関が代位弁済請求を行う際に「理由書」の提出を求めます。

（補足）

平成30年4月1日以降に保証申込受付したセーフティネット5号保証はモニタリング対象外です。